

## IAIS「システム上重要なグローバルな保険会社に対するベーシック 資本要件案」(第二弾)に関するコンサルテーションの概要

一般社団法人 日本損害保険協会 国際企画部  
(2014年8月作成)

(※)本資料を利用することにより発生するいかなる損害やトラブル等に関して、当協会は一切の責任を負いません。

## 経緯と今後の予定(2014年7月時点)

- 2013年から2019年にかけて、IAISは複数の国際的な資本基準の策定を予定している。そのうち、システム上重要なグローバルな保険会社(Global Systemically Important Insurers: G-SIIs)に対する監督規制の一部として、上乘せ資本(Higher Loss Absorbency: HLA)が掲げられており、2015年末までの策定、2019年からの適用が予定されている。現在、IAISはHLAの策定に向けて、その土台となるベーシック資本要件(Basic Capital Requirements: BCR)の検討を進めている。
- 2013年12月から2014年2月にかけて、BCR提案に関するコンサルテーションが実施された。同案はフィールドテスト(2014年3月から実施)を念頭に置いて作成されたもので、損保協会は以下のとおり意見を提出した。
  - \* 損保協会が提出した意見(和英)  
<http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/international/pdf/0007.pdf>
- 2014年7月から8月にかけて、BCR提案に関する第二弾コンサルテーションが実施された。同案は、第一弾コンサルテーションにて寄せられた意見およびフィールドテストの結果を考慮して作成されており、第一弾提案と比較するとBCRの設計および較正方法等に関してより詳細な内容を示すものとなっている。

## 経緯と今後の予定(2014年7月時点)

- BCRは2014年9月から10月にかけてIAISおよび金融安定理事会(Financial Stability Board:FSB)で詳細について合意された後、2014年11月のG20会合で承認される予定となっている。
- IAISは別途、国際的に活動する保険グループ(Internationally Active Insurance Groups:IAIGs)の監督のための共通の枠組み(Common Framework:ComFrame)の一部として、グローバルな保険資本基準(Insurance Capital Standard:ICS)を2016年末までに策定し、2019年から適用することを予定している。ICSが策定され次第、HLAはICSを土台として決定されることになっており、その時点でBCRの役割は再検討される。
- なお、第一弾コンサルテーション時点ではBCRの(G-SIIsに該当しない)IAIGsへの適用については未定とされていたが、第二弾提案にてBCRはG-SIIsにのみ適用することが明示された。

# BCR提案の概要(2014年7月時点)

- 基本的なレベルで国際的な比較可能性を確保するために、BCRの開発にあたって以下の6原則が掲げられている。
  - ① 主要なリスク・カテゴリーの反映
  - ② 管轄地域間での結果の比較可能性
  - ③ ストレス耐性
  - ④ シンプルな設計と表示
  - ⑤ 構造の内部整合性
  - ⑥ 透明性と公表データの活用の最適化

# BCR提案の概要(2014年7月時点)

- BCR比率は適格資本リソースを所要資本で除して算出される。

$$\text{BCR比率} = \frac{\text{適格資本リソース}}{\text{所要資本}}$$

## 適格資本リソース

- 適格資本リソースは、グループ内の全ての持株会社、保険事業体、銀行事業体、その他のサービス事業会社を含む、連結グループワイド・ベースで算出される。必要に応じて、所要資本の構成(次頁参照)と整合させるために調整が加えられる。
- 適格資本リソースの定義は、ComFrameにおいて提案されている適格資本リソースの定義を使用する。

# BCR提案の概要(2014年7月時点)

## 所要資本

- 所要資本も連結グループワイド・ベースで算出され、保険(非伝統的保険事業を含む)、銀行(バーゼルIIIに基づく要件を適用)、およびその他の非保険金融事業・重大な非金融事業(現行規制資本要件の対象外であるもの)の3要素で構成される。
- 所要資本の算出においては、リスク係数を考慮した係数ベース手法が採用される。同手法では、資産・負債から生じるリスクが4カテゴリー(伝統的生命保険、伝統的損害保険、非伝統的保険、資産)・15区分に分類され、区分毎に設定されたリスク・エクスポージャの代用尺度およびリスク係数に基づき、所要資本が算出される。
- 算出された15区分の所要資本の和(BCRの水準設定のために一括調整される可能性がある)に、非保険事業のリスクに対応する資本(バーゼルIIIに基づく要件等を事業の種類に応じて適用して算出)を加えて、BCRの所要資本が算出される。

# 2014年7月コンサルテーションに対する損保協会の意見

- 損保協会が提出した主な意見は以下のとおり。
  - IAISによる、比較可能性とリスク感応度のバランスをとったBCRの策定、今後の較正の実施を支持する。
  - BCR所要資本の計算において、伝統的損保、伝統的生保、非伝統的保険および資産の各区分に対して、リスク度合いの相対的な重要性の差を考慮せずに、一律に調整係数を適用することは不適當である。
  - 信頼水準が定まらない段階で、所要資本の構成割合に関する基準を決めるべきではない。
  - 適格資本リソースには、国際的に活動する保険グループ(Internationally Active Insurance Groups: IAIGs)の監督のための共通の枠組み(Common Framework: ComFrame)にて提案されている定義を使用するとされているが、ComFrameの内容の確定後、BCRの目的に照らして適當かどうか判断すべきである。

\* 損保協会が提出した意見(和英)

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/international/pdf/0008.pdf>